

## 大和市入札監視委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大和市入札監視委員会規則（平成24年大和市規則第50号。以下「規則」という。）第11条に基づき、大和市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 規則第2条第1号における「本市が発注した契約」とは、契約主管課において入札手続を行った契約及び随意契約とする。

### (一覧表及び資料の提出)

第3条 規則第2条第1号において定める審議を行うにあたり、契約主管課はあらかじめ発注済契約一覧表（様式第1号）（以下「一覧表」という。）及び一覧表に掲載された案件の入札結果等に関する資料（以下「資料」という。）を委員会に提出する。

2 一覧表に掲載する案件は、以前に一覧表に掲載されておらず、かつ、当該会議開催月の前々月末日までに締結した契約とする。

### (審議案件の抽出)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、前条第1項の規定により契約主管課から提出された一覧表及び資料を熟読のうえ、入札及び契約の過程並びに入札結果等を考慮して一覧表から審議案件を抽出するものとする。

2 審議案件の抽出は、抽出案件提出書（様式第2号）（以下「提出書」という。）に必要事項を記入のうえ、契約主管課に提出することにより行うものとする。

3 抽出は当該案件の審議を行う会議開催のおおむね30日前までに行うものとする。

### (審議案件の説明)

第5条 委員会は、審議案件について、契約主管課長に対して説明を求めることができる。ただし、必要に応じて発注部署の長等に対して求めることができる。

### (再苦情処理)

第6条 規則第2条第2号に定める審議を行う場合の手続については、大和市入札及び契約手続に係る苦情処理手続要領の定めによるものとする。

### (委員の氏名等の公表)

第7条 委員の氏名及び職業はこれを公表する。

(会議の非公開)

第8条 会議については、審議において非公開情報（大和市情報公開条例第7条各号に定める情報をいう。）を取り扱うため、原則として非公開とする。

(会議録の公開)

第9条 会議録は要旨を記録するものとし、内容については委員長の確認を得た後、非公開情報を除き、速やかに公開するものとする。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。



(様式第 2 号)

## 抽出案件提出書

平成 年 月 日

大和市長 あて

委員氏名 \_\_\_\_\_

平成 年度第 回大和市入札監視委員会における審議案件として、次の 件を抽出し提出いたします。

NO (      —      )

【抽出した理由】

---

---

---

---

---

---

---

---

NO (      —      )

【抽出した理由】

---

---

---

---

---

---

---

---

(様式第 2 号)

NO (      —      )

**【抽出した理由】**

---

---

---

---

---

---

---

---

NO (      —      )

**【抽出した理由】**

---

---

---

---

---

---

---

---

NO (      —      )

**【抽出した理由】**

---

---

---

---

---

---

---

---